

第2回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 2月 7日 (月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

| | | | |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番 | 白 石 淳 一 | 3番 | 遠 西 美 子 |
| 5番 | 遠 藤 由理子 | 7番 | 高 井 武 男 |
| 9番 | 萩 原 正 道 | 11番 | 金 井 繁 行 |
| 13番 | 井 上 正 文 (会長) | 15番 | 小 林 由喜子 |

・欠席

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 2番 | 星 野 芳 寿 | 4番 | 石 井 武 久 |
| 6番 | 宮 下 庄 吉 | 8番 | 生 方 芳 光 |
| 10番 | 中 村 順 子 | 12番 | 星 野 博 一 |
| 14番 | 牛 口 長 明 | | |

・遅刻

・早退

・農業委員会事務局職員

| | |
|------------|---------|
| 事務局長 | 大 竹 光 |
| 事務局次長兼農地係長 | 大 橋 真 実 |
| 副主幹 | 真 庭 弘 明 |
| 副主幹 | 佐 藤 エリカ |

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>1. 開会前 午後1時35分</p> <p>開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。</p> <p>本日の総会は1月31日付けで事務連絡させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症対策として、縮小して開催することといたしました。</p> <p>これにより、出席委員は8名でありまして、関係法令に基づく総会の成立要件を満たしておりますので報告いたします。</p> <p>はじめに、井上会長よりごあいさつをいただき、引き続き進行をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>2. 開会及び会長あいさつ 午後1時26分</p> <p>3. 議事録署名委員の指名 午後1時27分</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>沼田市農業委員会会議規則により、議長において、1番白石淳一委員、3番遠西美子委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>4. 諸般の報告 午後1時28分</p> <p>議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。</p> |
| 事務局員 | <p>事務局より順次、報告をお願いします。</p> <p>(下記について報告)</p> <p>(1) 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>(2) 農地の合意解約について</p> <p>(3) 農地に該当しないことの証明について</p> <p>(4) 制限除外の農地移動について</p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について</p> |
| 議長 | <p>これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。</p> |
| 議長 | <p>5. 付議事件 午後1時32分</p> <p>これより付議事件に入ります。</p> <p>議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> |
| 事務局員 | <p>(議案説明2件)</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>まず1番</p> |
| 議長 | <p>続きまして2番</p> <p>その他、ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> |

議案第8号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定します。

議長 議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案説明6件)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

続きまして3番

続きまして4番

続きまして5番

続きまして6番

議長 その他、ご意見ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第9号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定します。

議長 議案第10号「営農型太陽光発電に係る農地法第4条第1項、農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局員 (議案説明2件)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

なお、2番案件の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、5条第1項の規定による許可申請が許可された場合に許可となります。

ここで、提出された2番の案件については9番委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いします。

9番 事務局と現地調査を行ったところ、現地は耕作放棄地となっており周囲に及ぼす影響は無いかと思われま。

議長 ありがとうございます。
では、ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

11番 申請は、法人でも個人でも可能ですか。

事務局員 可能です。

11番 わかりました。

7番 ブルーベリーの営農が多いですが、ブルーベリーは土とか条件は選ばない作物ですか。

議長 植えるところは、土を作りますが土地自体は改良材も入れるので、大丈夫だと思います。
事務局より補足説明はありますか。

事務局員 営農の結果が芳しくなければ、営農計画を変更していただき、作物を変更する場合があります。

議長 その他、ご意見ございましたらお願いいたします。
無いようですので、お諮りいたします。
議案第10号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号「営農型太陽光発電に係る農地法第4条第1項、農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定します。

議長 議案第11号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案説明1件)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

議長

その他、ご意見ございましたらお願いいたします。
無いようですので、お諮りいたします。
議案第11号については、農用地区域変更明細表のとおりこれに同意し、市長に回答することにご異議ございませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。
よって、議案第11号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について」は、農用地区域変更明細表のとおりこれに同意し、市長に回答することと決定します。

議長

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了

午後2時20分

6. 協議事項

- (1) 令和4年度農地法申請書受付日程(案)について
- (2) 沼田市農業後継者結婚記念品について
- (3) その他

7. 連絡事項

- (1) 農地等の利用の最適化を推進する上で直面している課題等の提出に
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉会

終了

午後2時52分